ご契約にあたって［重要事項説明書］（低圧）

西暦 2026 年　　月　　日　　株式会社かづのパワー　（担当者名　　）

電気事業法第２条の１３の規定にもとづき，電気需給契約の締結にあたっての重要な事項を以下のとおり記載し説明するとともに、本書面を交付いたします。内容に同意のうえお申込みいただきますようお願いいたします。 なお、本書に記載のない事項については、当社が別に定める「電気需給約款」およびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者の定める「託送供給等約款」およびその他供給条件等によります。

電気需給約款：当社ホームページ（http://www.k-power.biz/）でご確認いただけます。

1. 小売電気事業者の名称および登録番号

名称：株式会社かづのパワー
住所：秋田県鹿角市花輪字蒼前平 60 番地２　　登録番号：Ａ０６５９

2. お申込み方法

当社所定の申込書に必要事項を記載のうえ、提出していただきます。

3. 供給開始の予定年月日

当社は、お客さまの申込みを承諾した場合には、お客さまとの協議のうえ供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。当社との電気需給契約の締結前に電気の使用を開始されていた場合の供給開始日については、お客さまが実際に電気の使用を開始した日とします。

4. 他の小売電気事業者（現在ご契約中の電力会社等）からの当社への切替え

当社と新たに契約される場合、お申込み前にご利用されていた小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）との間で締結された電気需給契約が解除され、その内容に、違約金等の解約に係るお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社へお申込み手続後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。また、旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス（特典およびポイントサービス）等について、当社へのお申込みによる供給事業者の変更を以て失効またはご利用停止となる場合があります。旧事業者との契約内容をご確認ください。

5. 契約プラン

かづのの電気低圧電灯

基本料金単価	SB 制の場合	383.72 円
	実量制の場合	503.08 円
電力量料金単価		25.75 円

かづのの電気低圧電力

基本料金単価	SB 制の場合	705.09 円
	実量制の場合	1029.92 円
電力量料金単価		22.32 円

6. 仕入調整単価

当社では、電力調達に係る費用を電気料金に反映するため、「仕入調整単価」を設定しております。電力調達単価が安価になる場合は、仕入調整単価がマイナスとなり電気料金が安くなる一方、電力調達単価が上昇した場合には、仕入調整単価がプラスとなり、電気料金が高くなります。なお、具体的な算定式は「電気需給約款【別紙電気料金】」の計算方法をご参照ください。また、この仕入調整単価に上限はありません。

7. 契約電流・容量・電力

現契約の値を引き継ぎます。

8. 供給電圧および周波数

100Ｖ/200Ｖ、東日本 50Ｈｚ

9. 料金

電気料金の算定方法については「電気需給約款【別紙電気料金】」のとおりとなります。

10.その他お客様にご負担いただく費用

お客さまは当社がお客さまに電気を供給するために必要な工事に係る費用の負担を一般送配電事業者から求められた場合、または当社が施設する場合、その費用について、電気需給約款に基づき、お客さまに当社の指定する方法により支払っていただきます。

11.請求書の発行時期

電気料金の請求書は、原則として検針日の属する月の翌月 10 日頃に発行いたします。検針日によっては、検針日から請求書の発行まで 1 か月以上お時間をいただく場合がございます。

12.料金の支払義務、支払方法、支払期日および支払期限

（1）料金の支払義務が発生する日は、原則として検針日とします。

（2）料金の支払方法は、当社が指定する金融機関への口座振替または振込（振込手数料はお客さま負担）とし、支払期日・支払期限は原則として支払義務発生日の翌月 25 日とします。ただし、当社が請求書等で、支払義務発生日の翌月 25 日以降の支払期日を指定した場合はその日とします。

（3）料金のお支払がなされなかった場合は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息（年率 10 パーセント）を申し受けます。

13.供給電力および供給電力量の計測方法ならびに料金調定の方法

使用電力量の計量は、一般送配電事業者が設置する記録型電力量計により計量します。

また、料金の算定期間は 1 月とし、計量された供給電力量を使用して、お客さまの契約プランに従い当社にて料金を計算いたします。ただし、電気の供給を開始した月もしくは電気需給契約を終了した月または契約電流等の変更により料金に変更があった場合は、日割計算いたします。

14.契約期間および更新時期

契約期間は、供給を開始した日から起算して 1 年間とします。契約期間満了日の 30 日前までに、お客様または当社のどちらかが、契約内容の変更もしくは解約の申し入れを行なわない場合には、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

契約内容の変更・解約を希望される場合は、原則として変更・解約される 30 日前までに当社に申し出てください。

契約の変更・解除に伴い一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、当社はその実費をお客様から申し受けます。

15.違約金

お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が一般送配電事業者から託送供給等約款にもとづき、違約金の請求を受けた場合は、当該違約金相当額をお客さまから申受けます。

16.当社からの申出による契約の変更または解除

お客様が以下の事項に適合すると当社が判断した場合、当社はあらかじめ書面での通知をした上で契約を解除することがあります。

●お客様が電気料金（この契約以外の電気料金を含みます）を当社の定める支払期限を 20 日経過してなお支払われない場合

●お客様が電気需給約款により支払を要する電気料金以外の債務を支払わない場合等電気需給約款に違反した場合

●お客様が反社会的勢力であると判明した場合、もしくは反社会的勢力と判断される状態となった場合

●託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者によりお客様に対する電気の供給が停止されている場合

17.電気の供給に関してお客様にお守りいただく事項等

当社はお客様へ電気を供給するために、検針等の作業や保安の確保の観点から必要な場合において、一般送配電事業者の社員または一般送配電事業者が委託した業者が敷地内に立ち入らせていただくことについて、正当な理由ない限り承諾していただきます。また、一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、またはお客様の設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響をおよぼす恐れがあると認めた場合には、一般送配電事業者に通知していただきます。

（詳細につきましては、一般送配電事業者の公表する託送供給等約款をご参照下さい。）

18.電気の使用方法の制限

お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼす場合、またはそのおそれがある場合、お客さまの負担が必要な対策を行って電気を使用していただきます。

19.電気需給約款の変更

当社が電気需給約款を変更する場合、あらかじめ変更後の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用その他の当社が適切と考える方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他供給条件は、変更後の電気需給約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。

20.信用情報の共有について

お客さまが、電気需給約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することにあらかじめ同意していただきます。

個人情報の取扱いについて

1. お客さまの個人情報は、電気設備、供給設備その他電力の供給を行うために必要な設備の設置および維持その他電力の供給を行うために必要な一切の行為並びに請求業務および当社の取扱商品に関する情報提供に使用いたします。
2. お客さまの個人情報は、業務の遂行にあたり、一般送配電事業者、電力広域的運営推進機関および協力会社等において、適正な管理により共同で利用することがあります。
3. お客さまの個人情報は、電気設備、供給設備その他電力の供給を行うために必要な設備の点検、修理または取替え工事等を行うために個人情報の取扱いに関する契約書を締結した上で、外注先に提供する場合があります。
4. お客さまの個人情報は、当社等が主催、共催するイベント・キャンペーンの案内に利用させていただく場合があります。
5. お客さまは当社等に対して、いつでも提示いただいた個人情報を開示するように求めることができます。
6. お客さまは当社等が保管・管理している個人情報に、お知らせ、訂正、追加、削除のご希望がある場合は前頁の連絡先までお知らせください。当社等の個人情報保護基準に沿って適切に対応させていただきます。
7. お客さまが当社等に債務を残したまま連絡がつかない場合には、当社等は第三者にお客さまの連絡先の開示を求めることがあります。お客さまにはこの場合個人情報開示に同意していただきます。

クーリングオフについて

※「特定商取引に関する法律」の適用を受けて、お客さまが当該お申し込みの撤回または当該契約の解除を行うことを言います。

- 当社または当社の代理店等からの勧誘を受けてお申し込みされた場合、お客さまがお申し込み内容を記載した本申込書を当社が受領した日から起算して８日を経過する日までの間は、書面により無条件に契約のお申し込みの撤回または契約の解除ができます。
- クーリングオフの効力は、お客さまが書面を発信したとき(郵便消印日付)から生じます。当社宛てに郵送してください。(簡易書留扱いが確実です。)
- 発信する書面には以下の内容をご記載ください。
  ①　お客さまご住所・お名前(漢字およびカナ)・お電話番号
  ②　クーリングオフのお申し出年月日
  ③　お申し込みを撤回または契約を解除する内容　(例：「電気需給契約申込」または「電気需給契約」)
  ④　③のお申し込みを撤回または契約を解除する意向　(例：「電気需給契約申込を撤回します」または「電気需給契約を解除します」)
- この場合、お申し込み者さまは、損害賠償または違約金を支払う必要はなく、当該契約に基づき既に電気が提供されていた場合においても、当該電気の提供に係る対価その他の金銭を支払う必要はございません。

お問合せ先
①電子メール：k-power@ink.or.jp（対応時間：平日 9～17 時）
②電　　話：0186-25-8271（対応時間：平日 9～17 時）